令和3年1月

## 検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「保医発 1228 第 1 号、保医発 1228 第 3 号」により、下記項目につき検体検査実施料が新設され、令和 3 年 1 月 1 日より適用されることになりましたので、ご案内申し上げます。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。 敬白

## ■新規保険収載項目

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
myChoice 診断システム	20,200 点 + 12,000 点	遺染 100 点	「D004-2」 悪性腫瘍組織検査 「1」の「ロ」 処理が複雑なもの 「注2」の「ロ」 3項目以上 「D006-1 8」BRCA1/ 2遺伝子検査の 「1」腫瘍細胞を 検体とするもの	・卵巣癌患者の腫瘍組織検査 ・卵巣癌患者の腫瘍組織を検体とし、次世代シーケンシングにより、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、相同組換え修復欠損の評価を行った場合は、本区分の「注2」の「ロ」3項目以上及び区分番号「DOO6-18」BRCA1/2遺伝子検査の「1」腫瘍細胞を検体とするものの所定点数を合算した点数を準用して、患者1人につき1回に限り算定する。 ・卵巣癌患者の腫瘍組織を検体とし、次世代シーケンシングにより、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、相同組換え修復欠損の評価を行った場合は、区分番号「DOO6-18」BRCA1/2遺伝子検査の「1」腫瘍細胞を検体とするものの施設基準に係る届出を行っている保険医療機関で実施すること。
薬物代謝酵素 CYP2C9 遺伝子多型	2,037 点	遺染 100 点	「D006-7」 UDPグルクロン 酸転移酵素 遺伝子多型	二次性進行型多発性硬化症患者に対するシポニモドフマル酸の投与の可否の判定又は投与量の判定を目的として、リアルタイムPCR法により、全血又は口腔粘膜から抽出されたゲノムDNA中の薬物代謝酵素CYP2C9遺伝子多型を測定した場合は、本区分の所定点数を準用して、患者1人につき1回に限り算定する。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

裏面につづく



インターロイキンー6 (ILー6)	170 点	生化 II 144 点	「D008」 内分泌学的検査 の「31」	全身性炎症反応症候群の患者(疑われる 患者を含む。)の重症度判定の補助を目的 として、ECLIA法により血清又は血漿 中のインターロイキンー6(ILー6)を 測定した場合は、本区分の「31」副甲状腺 ホルモン(PTH)の所定点数を準用して、 一連の治療につき2回に限り算定する。な お、本検査を実施した年月日を診療報酬明 細書に記載すること。また、医学的な必要 性から一連の治療につき3回以上算定する 場合においては、その詳細な理由を診療報 酬明細書の摘要欄に記載すること。
H I V — 1 特異抗体 及び H I V — 2 特異抗体	280 点 + 380 点	免疫 144 点	「DO12」 感染症免疫学的 検査の 「46」HIV-1 抗体(ウエスタン ブロット法) 及び 「49」HIV-2 抗体(ウエスタン ブロット法)	スクリーニング検査としての「16」のHIVー1,2抗体定性若しくは同半定量、「16」のHIVー1,2抗原・抗体同時測定定性、「17」のHIVー1抗体、「18」のHIVー1,2抗体定量又は「18」のHIVー1,2抗原・抗体同時測定定量が陽性の場合の確認診断用の検査として、イムノクロマト法により、全血、血清又は血漿中のHIVー1特異抗体及びHIVー2特異抗体を検出する検査を行った場合は、本区分の「46」HIVー1抗体(ウエスタンブロット法)及び「49」HIVー2抗体でカエスタンブロット法)を合算した点数を準用して算定する。なお、本検査を実施した場合、本区分の「46」HIVー1抗体(ウエスタンブロット法)及び「49」HIVー2抗体でカエスタンブロット法)及び「49」HIVー2抗体(ウエスタンブロット法)及び「49」HIVー2抗体(ウエスタンブロット法)及び「49」HIVー2抗体(ウエスタンブロット法)及び「49」HIVー2抗体(ウエスタンブロット法)及び「49」HIVー2抗体(ウエスタンブロット法)及び「49」HIVー2抗体(ウエスタンブロット法)は、別に算定できない。

以上